令和８年１１月６日

お　知　ら　せ

課名	労働雇用政策課
担当	産業人材育成班　橋本・悴部
内線	５２６７、５２７７
電話	０８６－２２６－７３８７

令和８年度「卓越した技能者」の表彰対象者が決定しました

令和８年度「卓越した技能者」（通称「現代の名工」）として、本県関係では次の方が厚生労働大臣から表彰されることになりましたので、お知らせします。

記

１　被表彰者

氏　名	金光（かなみつ）　順次（じゅんじ）	岡本（おかもと）　敏枝（としえ）
年　齢	５４歳	７１歳
職　種	印章彫刻工	婦人・子供服仕立職
所属名	金光印舗	アトリエ・ＰＵＣＨＩ
所在地	岡山市東区西大寺南１－１－１０	倉敷市日ノ出町１－５－９
功績の概　要	一級印章彫刻技能士の資格を有し、印章六書体の中でも、とりわけ実印等の重要印章に使用されている篆書（てんしょ）体を得意とし、全国印章技術大競技会や技能グランプリで優秀な成績を収める等、卓越した技能を有している。 現在は、岡山県印章技能士会の会長として篆刻体験教室等を実施し、技能士の地位向上に尽力している。 また、技術講習会の講師として印章の知識・技能を指導するほか、「ものづくりマイスター」として学校等で児童に講義や篆刻体験を行っている。	婦人服仕立て職として顧客の満足感を重視した注文服仕立てを得意として、斬新なアイディアの技法を用いて既製服にはない高級感仕立ての一点物の衣装等高い評価を受け、コンクールにおいて内閣総理大臣賞をはじめ数多くの賞を受賞している。 技能グランプリ大会では敢闘賞を受賞し、その後グランプリ大会に出場する選手の指導をして、その内二人は第一位を受賞する。 さらに、「ものづくりマイスター」として企業に技術指導を行う等後進の育成に貢献している。
推薦者	岡山県知事	公益社団法人全日本洋裁技能協会

２　表 彰 式

（１）日　　時　　令和８年１１月９日（月）１４：００～１５：００

（２）場　　所　　リーガロイヤルホテル東京（東京都新宿区戸塚町１－１０４－１９）

３　参　　考

・表彰基準は、裏面の技能者表彰規程（昭和４２年労働省告示第３８号）のとおりです。

・当制度は昭和４２年に創設され、令和８年度は６０回目

技能者表彰規程（昭和４２年労働省告示第３８号）

（目　　的）

第一条　この規程は、卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

（表彰者及び被表彰者）

第二条　表彰は、厚生労働大臣が、次の各号のすべてに該当する者について行う。

一　きわめてすぐれた技能を有する者

二　現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者

三　技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者

四　他の技能者の模範と認められる者

（表彰の方法等）

第三条　表彰は、毎年１回、表彰状、卓越技能章及び褒賞金を授与して行うものとする。

２　表彰状の様式は、別表第１のとおりとする。

３　卓越技能章は、盾及び徽章とし、その形状及び制式は、別表第２のとおりとする。

（被表彰者の選定）

第四条　表彰を受ける者は、都道府県知事、全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他当該表彰を受ける者の推薦に当たる者が推薦した者のうちから、厚生労働大臣が選定する。

２　厚生労働大臣は、前項の規程により選定を行うに当たっては、これを公正かつ適切に行うため、技能者表彰審査委員の意見をきくものとする。

３　技能者表彰審査委員に関し必要な事項は、別に定める。

（表彰状等の返納）

第五条　厚生労働大臣は、第三条に規定する表彰状及び卓越技能章を授与された者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、又は被表彰者としてふさわしくない非行のあったときは、これを返納させることができる。

（細　目）

第六条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な細目は、厚生労働省人材開発統括官が定める。